

令和5年度、6年度、7年度艦船修理用部品等の物品調達に係る売買
及び製造契約希望者募集要項（公募）

次の契約を希望する方は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官等

大湊地方総監部経理部長

記

1 調達予定品目

令和5年度、6年度、7年度 艦船修理用部品等の物品調達
（対象品目については、別紙のとおり。）

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- （4）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- （5）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 第1項に関する項目について、令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の、東北地域の競争参加資格を有している者であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 調達予定品目（純正部品又は製造元が使用を保証した同等品）の入手が可能であり当該販売権等を有すること、もしくは当該品目に関する製造能力及び必要な生産設備等を有すること。
- (9) 調達予定品目の品質、性能及び納期を保証できること。
- (10) 納入後の不具合に関する対応が継続的に可能であること。
- (11) 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、契約履行時まで許可若しくは認可を受けること。
- (12) 特許等工業所有権が必要な場合は、調達しようとする装備品の特許等工業所有権を契約履行時まで使用可能とすること。
- (13) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- (14) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて本項第8号から第13号の項目を満たすこと。

3 応募方法及び資料の提出

応募する者は、別紙様式「参加表明書」に、次に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を添付し、提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略又は書面をもって代えることができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあたっては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）
- (3) 過去5年間における官公庁との契約実績（実績がない場合は省略）
- (4) 純正部品等の入手が可能であることを証明できる資料及び当該販売権等を有することを証明できる資料、もしくは当該品目に関する製造能力及び必要な生産設

備等を有することを証明できる資料

- (5) 調達しようとする物品等の性能及び納期を保証できることを証明できる資料
- (6) 納入後の不具合対応が迅速かつ、継続的に可能であることを証明できる資料
- (7) 法令の規定により官署等の許可又は認可を必要とする場合は、契約履行時に当該許可若しくは認可を受けられる見込みがあることを証明できる資料
- (8) 特許等工業所有権が必要な場合は、調達しようとする装備品の特許等工業所有権を契約履行時まで使用可能となることを証明できる資料
- (9) 本役務の一部を下請業者に委託する場合は、下請（予定）企業一覧表及び委託する業務に応じて本項第4号から第8号に規定する項目を証明する書類
- (10) 前項第13号の規定を証明する書類、若しくは誓約書
- (11) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

4 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊大湊地方総監部経理部契約課審査係
〒035-8511 青森県むつ市大湊町4-1
0175-24-1111（内線2253）

(2) 提出期間

令和5年1月20日（金）～令和5年2月17日（金）午後4時45分
なお、上記の期間に係わらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 募集期間内であっても、当該公募に係る調達が終了していることがある。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(5) 提出部数

参加表明書2部、技術資料1部

5 技術資料の審査

技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊等の担当者から提出資料について説明を求められた場合及び追加資料の提出を求められた場合には、協力しなければ

ならない。また、技術資料の確認等のために協力依頼があった場合には、事業所等への立ち入りを含め協力しなければならない。

6 審査結果の通知

技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては、公募結果合格の通知を行う。その他の者に対しては公募結果不合格の通知を行う。

7 疑義の申し立て

(1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について公募結果不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てを行うことができる。

ア 窓口：大湊地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は応募に当たり、次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく、資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがある。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければな

らない。

ク 公募の対象とする調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

- (2) 資料等の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せを、最寄りの契約担当官等に行うことができる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大湊地方総監部経理部長 殿

(株)〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号
大監公示第11号（令和5年1月19日）

- 2 対象品目
別紙関連（物品調達予定品目）

番号	担当科	対象品目		備考
		名称	製造会社等	

※ 対象品目の記載に際しては、別紙を用いて作成しても差し支えありません。

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）
2 会社の財政状況・経営成績を証する書類
3 〇〇〇〇

物品調達予定品目（1／3）

番号	担当科	対象品目	
		名称	製造会社等
調01	船体・電気	特別起動船部品及び電装品	双信商事(株)
調02	船体	ボール弁及び開閉油圧操作器部品	(株)シー・オー・シー
調03	船体	クレーン装置部品	(株)関ヶ原製作所
調04	船体	内火艇揚収装置部品	JMUディフェンスシステムズ(株)
調05	船体	洋上補給装置部品	JMUディフェンスシステムズ(株)
調06	船体	油圧装置部品	JMUディフェンスシステムズ(株)
調07	船体	冷凍及び冷暖房装置部品	ダイキン工業(株)
調08	船体	各種弁及びこし器部品	(株)三協製作所
調09	船体	各種弁及びこし器部品	(株)鷹取製作所
調10	船体	ディスプレイ部品	(株)北澤電機製作所
調11	船体・機関	各種ポンプ部品	(株)帝国機械製作所
調12	船体	各種ポンプ部品	(株)シンコー
調13	船体	うず巻きポンプ部品	(株)石井工作所
調14	船体・電気	汚物処理装置部品	(株)五光製作所
調15	船体	フィンスタビライザ装置部品	三菱重工マリンマシナリ(株)
調16	機関	SM1A、SM1C及びM1A型ガスタービン機関及び電装部品	川崎重工業(株)
調17	機関	CPP関連部品	川崎重工業(株)
調18	機関	減速装置部品	川崎重工業(株)
調19	機関	護衛艦舵取機部品	三菱重工マリンマシナリ(株)
調20	機関	S12U、6NMU、S4Y、S6Y、ディーゼル機関部品	三菱重工業(株)防衛・宇宙セグメント
調21	機関	軸封装置部品	スターンキーパー(株)
調22	機関	S622ZBEAディーゼル機関部品	神鋼造機(株)
調23	機関	護衛艦、掃海艇空気圧縮機部品	(株)田邊空気機械製作所
調24	機関	掃海艇舵取機部品	JMUディフェンスシステムズ(株)
調25	機関	補助ボイラ部品	(株)日本サーモエナー
調26	機関	護衛艦甲板ドレン冷却器部品	(株)大浜鉄工所
調27	機関	いすゞエンジン(支援船等UM型)部品	いすゞ自動車エンジン販売(株)

物品調達予定品目（2／3）

番号	担当科	対象品目	
		名称	製造会社等
調28	機関	ミサイル艇,すおう主発及び大型えい船 主機部品	(株)IHI原動機
調29	機関	護衛艦空気圧縮機部品	(株)サクシオン瓦斯機関製作所
調30	機関	ミサイル艇作業艇部品	ヤンマー(株)
調31	機関	護衛艦造水装置部品	(株)サクラ
調32	機関	LM2500、LM500及びIM400型ガ スタービン機関部品	(株)IHI
調33	機関	可変ピッチプロペラ装置及びスラスト 装置部品	かもめプロペラ(株)
調34	機関	旋回式推進装置部品	(株)IMC
調35	機関	船尾管及びプロペラ軸受部品	(株)ミカサ
調36	機関	可変ピッチプロペラ装置及びスラスト 装置部品	ナカシマプロペラ(株)
調37	電気	制御機器及び同部品	(株)IHI
調38	電気	回転機及び同部品	富士電機(株)
調39	電気	制御機器及び同部品	(株)エヌゼットケイ
調40	船体	掃海艇揚錨機部品	JMUディフェンスシステムズ(株)
調41	電気	制御機器及び同部品	(株)北澤電機製作所
調42	電気	制御機器及び同部品	(株)日立製作所
調43	電気	制御機器及び同部品	(株)YDKテクノロジーズ
調44	電気	制御機器及び同部品	寺崎電気産業(株)
調45	電気	制御機器及び同部品	東芝三菱電機産業システム(株)
調46	電気	制御機器、通話装置及び同部品	東洋エレクトロニクス(株)
調47	電気	制御機器、通話装置及び同部品	海洋電子工業(株)
調48	電気	制御機器、回転機及び同部品	大洋電機(株)
調49	電気	制御機器、照明装置及び同部品	大石電機工業(株)
調50	電気	制御機器、照明装置及び同部品	森尾電機(株)
調51	電気	照明装置及び同部品	(株)湘南工作所
調52	電気	照明装置及び同部品	(株)高工社
調53	電気	窓電装品	ANEOS(株)

物品調達予定品目 (3 / 3)

番号	担当科	対象品目	
		名 称	製造会社等
調54	電気	監視テレビ装置部品	池上通信機(株)
調55	電気	各種調理器部品	ワシオ厨理工業(株)
調56	電気	航空標識灯部品	東京計器(株)
調57	船体	採光装置部品	(株)高工社